新型コロナウイルスに関する支援策

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けられた皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。春日井商工会議所では、中小・小規模事業者等の方々への経営面、資金面への影響が懸念されることから、新型コロナウイルスに関するマル経緊急融資への利子補給制度の創設と緊急相談窓口の設置を行いますのでご利用ください。

新型コロナウイルスマル経緊急融資の利子補給を創設!

新型コロナウイルス関連肺炎の流行により経営に影響を受けている小規模事業者を対象とし、日本政策金融公庫の新型コロナウイルスマル経緊急融資の利子の一部を春日井商工会議所が補助します。

◆対象者

春日井商工会議所の会員企業であり、直近年度の年会費を完納していること

- ※ 非会員の方は、融資申込時に入会し年会費を納入することでご利用いただけます
- ※ 利子補給制度のご利用は、1事業所1回のみ
- ※ 融資目的が運転資金の場合に限ります (設備資金での利用は不可)
- ※ 融資には審査が必要です
- ◆対象となる融資制度(令和2年3月現在) ※融資制度等は改正される場合があります

制度名	新型コロナウイルスマル経緊急融資(小規模事業者経営改善資金)				
融資対象者	常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)で、				
	商工会議所による経営指導を受けており、税金の滞納がない事業者				
融資限度額	融資限度額 1,000万円 (既存のマル経資金の限度額2,000万円とは別枠)				
融資期間	運転資金7年以内(据置3年以内)、設備資金10年以内(据置4年以内)				
利 率	率 O. 31% (R2年3月現在)				
利子補給	0. 11%を3年間(上限10万円) ※運転資金のみ対象				
取扱期間	令和2年6月30日まで				

特別相談窓口(金融相談・雇用調整助成金相談)を設置します!

相談員 <金融相談>

日本政策金融公庫名古屋中支店担当者

<雇用調整助成金相談> 社会保険労務士

予約制

場 所 商工会議所 3階 相談コーナー

相談料 無料

月		時間			
3月	25日(水)				
4月	1日 (水)	8日 (水)	15日(水)	22日(水)	いずれも
5月	13日(水)	20日(水)	27日(水)		10時~12時
6月	3日 (水)	10日(水)	17日(水)	24日(水)	

申込み・問合せ ご相談希望の方は、下記宛お申込みください。 春日井商工会議所経営支援課(Ta:81-4141)